

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	和光市 ひとり親家庭等の医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、ひとり親家庭等の医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和5年10月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費支給に関する事務
②事務の概要	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第20号)による対象者の医療費に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、支給及びその申請等に対する応答に関する事務並びに対象者の受給資格の登録に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査及び受給者証の交付に関する事務。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。
③システムの名称	ひとり親医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 世帯台帳情報ファイル 2. 個人台帳情報ファイル 3. 所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会にかかる法令根拠＞ 番号法第19条第9号 なお、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子どもあんしん部ネウボラ課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I-5.評価実施機関における 担当部署	和光市役所保健福祉部こども福祉課 こども福祉課長 新坂 達也	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課 ネウボラ課長 鈴木 知子	事後	
平成29年6月14日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	和光市役所保健福祉部こども福祉課 手当医 療担当	和光市役所子どもあんしん部ネウボラ課 手当 医療担当	事後	
平成30年5月28日	I-4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報の提供に関する規則第2条	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号	事後	
平成30年5月31日	I-5.評価実施機関における 担当部署	ネウボラ課長 鈴木 知子	ネウボラ課長 結城 浩一郎	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署	ネウボラ課長 結城 浩一郎	ネウボラ課長 斎藤 幸子	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年11月11日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	ネウボラ課長 斎藤 幸子	課長	事後	
令和2年11月11日	II-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	II-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年11月11日	I-2特定個人情報ファイル名	ひとり親医療ファイル	1. 世帯台帳情報ファイル 2. 個人台帳情報 ファイル 3. 所得情報ファイル	事後	
令和2年11月11日	II-3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年9月1日	I-4法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号  なお、情報提供ネットワークシステムによる情 報提供は行わない。	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第9号  なお、情報提供ネットワークシステムによる情 報提供は行わない。	事後	番号法改正
令和5年10月18日	I-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	IIしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	II-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	